

## 令和6年度茨城県福祉人材確保・定着バックアップ事業補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、介護人材の確保を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2条 補助対象事業は、「茨城県福祉人材確保・定着バックアップ事業実施要項」（以下、「実施要項」という。）に基づき実施するものとし、補助事業の区分、補助対象者、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

2 補助金の交付額は、別表の補助事業の区分に定める事業ごとに、補助基準額欄に定める額と補助対象経費欄に定める経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に、補助率欄に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、補助事業の実施に必要な細目は、知事が別に通知するところによるものとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに知事に提出するものとする。

### (補助金の交付決定の通知)

第4条 知事は、補助金交付申請書を受理したのち、その内容が適正であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付決定の通知を行うものとする。

### (申請の取り下げ)

第5条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

### (補助条件)

第6条 この補助金の交付には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるものとする。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合においては、知事の承認を受けるものとする。
- (3) 補助事業が年度内に完了しない場合または当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けるものとする。
- (4) 補助事業に係る関係書類は、事業完了後5年間保管しなければならない。

- (5) 補助事業により取得し、または効用が増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。
- (6) 知事は、補助事業を行う者が前各号に違反した場合においては、補助金の全部または一部を県に納付させることができる。
- (7) 補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(軽微な変更)

第7条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外とする。

- (1) 事業の種類を変更し、または廃止すること。
- (2) 補助金の交付決定を受けた事業に要する経費の配分又は内容について、交付決定があった金額の20パーセントを超えて変更しようとするとき。

(変更の承認等)

第8条 第6条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、予め補助金変更承認申請書(様式第3号)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、補助金変更承認申請書を受理したのち、その内容が適正であると認めたときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により補助金の変更交付決定の通知を行うものとする。

(状況報告)

第9条 知事は、第4条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)について、必要に応じて遂行状況の報告を求めることができるものとする。

(概算払)

第10条 知事は、補助事業の円滑な遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額の90%以内の額を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した書面を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業を中止し、または廃止したときを含む。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日または令和7年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 補助金の額の確定は、補助金確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の納付)

第13条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。